

東かがわ市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東かがわ市人権擁護の推進に関する条例（平成29年東かがわ市条例第19号）の目的に基づき、「性の多様性を認め合う誰もが住みやすいまち、東かがわ市」をめざすためパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向が異性愛のみでない者又は性自認が戸籍上の性別と一致しない者をいう。
- (2) パートナーシップ 戸籍上の性別にとらわれずにお互いを人生のパートナーとして、協力し合い、支え合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティである2人の関係をいう。
- (3) ファミリーシップ パートナーシップにある者の一方又は双方の子、父母、3親等内の親族その他家族として協力している者であって市長が認めるもの（以下「ファミリーシップ対象者」という。）が、そのパートナーの双方及びそれらの者と継続的な共同生活を行っている又は行うことを約した関係をいう。
- (4) ファミリーシップ対象者 ファミリーシップを形成する者のうち、パートナーシップにある者の以外の者であって、次のアからエのいずれにも該当するもの。
 - ア パートナーシップにある者以外の者とファミリーシップ（他都市のファミリーシップ制度を含む。）の関係にないこと。
 - イ パートナーシップにある者とのファミリーシップに同意していること。
 - ウ 15歳未満の者である場合は、当該ファミリーシップ対象者の親権者が、ファミリーシップになることについて同意していること。
 - エ 未成年である場合は、パートナーシップにある者の一方又は双方と生計を一にすること。
- (5) 宣誓 パートナーシップにある双方が市長に対し、パートナーシップにあること又はファミリーシップ対象者とファミリーシップにある旨を誓うことをいう。
- (6) 申告 本市の区域内への転入前に、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約（令和6年4月1日施行。以下「規約」という。）第4条に定める構成自治体（以下「連携自治体」という。）において、第7条第1項に規定する証明書及び証明カードに類する書類（以下「証明書等類似書類」）の交付を受けた二人が、当該事実及びパートナーシップにあることを市長に対して申し出ることをいう。
- (7) 近親者 直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族の関係をいう。

(宣誓又は申告対象者の要件)

第3条 宣誓又は申告をすることができる者は、パートナーシップにある者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に定める成年に達していること。

(2) 双方が本市に住所を有していること。ただし、次に掲げる場合を含む。

ア 一方が本市に住所を有し、かつ、他の一方が3か月以内に本市への転入を予定している場合

イ 双方が3か月以内に本市への転入を予定している場合

(3) 双方に配偶者がいないこと、及び当事者以外の者とパートナーシップの関係（他自治体のパートナーシップ制度を含む。）にないこと。

(4) 双方の関係が近親者でないこと。ただし、パートナーシップにある者が養子縁組をしている場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 住民票の写し（本市へ転入を予定している場合にあつては、宣誓日から3か月以内のもの）

(2) 本市へ転入を予定している場合にあつては、その事実が確認できる書類

(3) 前条の要件を満たすことがわかる戸籍個人事項証明書、戸籍全部事項証明書その他これに類する書類（日本の国籍を有しない者にあつては、婚姻要件具備証明書等の配偶者がいないことを確認できる書面に日本語訳を添えたもの）（宣誓日から3か月以内のもの）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 ファミリーシップの宣誓をしようとする場合（前項の規定によるパートナーシップの宣誓と同時にしようとする場合に限る。）は、前項各号に掲げる書類に加え、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) ファミリーシップ対象者が署名した宣誓書。ただし、やむを得ない事由により署名することが困難であると市長が認めるときは、市長が適当と認める方法により、署名に代えることができる。

(2) ファミリーシップ対象者とパートナーシップの宣誓をしようとする者の家族関係を証明する書類その他これに準ずる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 宣誓をしようとする者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないと市長が認めるときは、両者立ち会いのもと他の者に代筆させることができる。

(本人確認)

第5条 市長は、前条の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）

(2) 運転免許証

(3) 旅券

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であつて、本人の顔写真が貼付されたもの

- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(通称名の使用)

第6条 宣誓又は申告をしようとする者は、性的違和感等を理由として通称名（戸籍に記載された氏名に代えて、当該氏名以外の呼称で当該氏名に代わるものとして広く通用しているものをいう。以下同じ。）を使用している場合、市長が特に認める場合はパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書（様式第2号）及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード（様式第3号）（以下「証明書等」という。）について当該通称名を使用することができる。

- 2 前項の規定により通称名の使用を希望する者は、日常生活において当該通称名を使用していることを確認することのできる書類を第4条第1項若しくは第2項の宣誓を行うとき、又は第9条第1項第1号若しくは第4号の規定により通称名の変更があったときに提示しなければならない。

(証明書等の交付)

第7条 市長は、第4条第1項又は第2項の規定によりパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ・ファミリーシップ登録簿（様式第4号）への登録を行うとともに、証明書等に宣誓書の写しを添付し、宣誓者に交付するものとする。

- 2 宣誓者が前条第1項の規定により通称名を使用したときは、当該通称名と戸籍に記載されている氏名（外国人の場合にあつては、これに準じるもの）を証明書等へ記載するものとする。

(証明書等の再交付)

第8条 証明書等を紛失、毀損若しくは汚損又は改姓若しくは改名をしたときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書再交付申請書（様式第5号。以下「再交付申請書」という。）により再交付の申請をすることができる。

- 2 前項の再交付申請書を提出する者は、第5条に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。
3 市長は、第1項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、証明書等を再交付するものとする。
4 再交付しようとする者の一方又は双方が再交付申請書に自ら記入することができないと市長が認めるときは、両者立ち会いのもと他の者に代筆させることができる。

(宣誓内容等の変更)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するとき又は該当していることを知ったときは、速やかに、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容変更届（様式第6号。以下「内容変更届」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 宣誓者の一方若しくは双方の氏名又は通称名に変更があったとき。
- (2) 宣誓者の一方又は双方が転居したとき。
- (3) 宣誓者の一方又は双方の電話番号に変更があったとき。
- (4) ファミリーシップ対象者の氏名又は通称名に変更があったとき。
- (5) ファミリーシップ対象者の住所に変更があったとき。
- (6) ファミリーシップ対象者の電話番号に変更があったとき。

- (7) ファミリーシップ対象者をファミリーシップに追加するとき。
 - (8) ファミリーシップ対象者の全部又は一部と、ファミリーシップを解消するとき。
 - (9) ファミリーシップ対象者が死亡したとき。
 - (10) ファミリーシップ対象者が第2条第1項第4号アからエまでのいずれかに該当しなくなったとき。
- 2 第5条の規定は、前項の規定により内容変更届の提出をする者について準用する。
- 3 市長は、第1項各号（第2号、第3号、第5号及び第6号を除く。）の規定により内容変更届の提出があったときは、その内容を審査し、証明書等を再交付するものとする。

（証明書等の返還）

第10条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書返還届（様式第7号）に証明書等を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 宣誓者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。ただし、一方からの申し出によりパートナーシップを解消したい場合は、返還届を提出した旨を自ら一方に通知しなければならない。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (3) 宣誓者の一方又は双方が市外に転出したとき（第2条第4号に定める連携自治体へ転出した場合を除く。）。ただし、一方が、転勤又は親族の疾病その他のやむを得ない事情により一時的に東かがわ市から他市区町村へ住所を異動する場合は関係書類の提出を要するが、市長が認める場合はこの限りでない。
- (4) 第3条第3号に該当しなくなったとき。
- (5) 次条の規定により証明書等を無効とされたとき。

（パートナーシップの無効）

第11条 宣誓者が虚偽その他不正な方法により証明書等（再交付証明書を含む。以下同じ。）の交付を受けたことが判明したとき、又は交付を受けた証明書等を不正に使用したことが判明したときは、証明書等を無効とする。

（宣誓に関する申立て）

第12条 宣誓書（内容変更届を含む。）及び証明書等に氏名を記載されたファミリーシップ対象者は、市長にパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書（様式第8号。以下「申立書」という。）を提出することにより、証明書等から当該氏名を削除するよう申立てをすることができる。この場合において、未成年の子にあっては、満15歳に達した日以降に当該申立てをすることができる。

- 2 第5条の規定は、前項の規定により申立書の提出をする者について準用する。この場合において、同条中「前条の規定により宣誓書を提出した者」とあるのは「第12条第1項の規定により申立書を提出する者」と読み替えるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により申立書が提出されたときは、その内容を審査し、宣誓者及びその申立てをした者以外のファミリーシップ対象者に対し、当該ファミリーシップ対象者の氏名を削除した証明書等を交付するものとする。

4 市長は、前項の規定により証明書等を交付する場合は、第7条の規定により交付した証明書等の返還を求めるものとする。

(他の自治体との連携を図る場合の取扱い)

第13条 連携自治体において宣誓に係る証明書の交付を受けている者が、本市に住所を異動後も引き続きパートナーシップの関係を継続するときは、規約第3条第2項の規定に基づき、証明書等の交付を受けることができる。

2 前項の規定による交付を受けようとする者（以下「継続申告者」という。）は、所定の事項を自書したパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書（様式第9号。以下「申告書」という。）の正本1通に、次に掲げる書類を添付して、来庁により提出するものとする。

(1) 転出地である連携自治体が交付したパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に係る証明書等類似書類

(2) 住民票の写し

3 継続申告者から前項の規定による書類の提出があった場合、遅滞なく転出地である連携自治体に通知する。

4 前項の規定による手続きについては、継続申告者の同意を得られた場合にしか行うことができない。

5 継続申告者の一方又は双方が申告書に自ら記入することができないと市長が認めるときは、両者立ち会いのもと他の者に代筆させることができる。

6 継続申告者には、申告書を提出する時に、その双方が本人であることを明らかにするため、第5条に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

7 宣誓者及び継続申告者が連携自治体へ転出し、連携自治体に継続申告に係る書類として本市が交付した証明書等を提出した場合は、第9条の規定にかかわらず、証明書等が返還されたものとみなす。

(周知啓発)

第14条 市長は、多様な性自認と性的指向について、市民、事業者及び教育機関に対し、周知啓発に努めるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。



パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

東かがわ市長 様

私たちは、東かがわ市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第4条第1項の規定に基づき、裏面の事項を確認の上、(□パートナーシップ・□パートナーシップ及びファミリーシップ) にあることを宣誓し、署名します。

宣誓日 年 月 日

【パートナーシップ宣誓者】

【パートナーシップ宣誓者】

フリガナ 氏 名
(通称名を使用する場合は戸籍等に記載された氏名)		
フリガナ 通 称 名
生年月日 年 月 日 (歳) 年 月 日 (歳)
住 所

【ファミリーシップ対象者】

【ファミリーシップ対象者】

フリガナ 氏 名
生年月日 年 月 日 (歳) 年 月 日 (歳)
住 所
戸籍上の関係

【15歳未満の親権者】

【代筆者】

氏 名
住 所

※証明書発行枚数：

備考

- 1 パートナーシップ宣誓者及びファミリーシップ対象者の欄は自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能です。
- 2 15歳未満の者については、親権者の自署による同意が必要です。
- 3 ファミリーシップ対象者が3人以上となる場合は、宣誓書を複数使用してください。

(裏)

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する確認書

私たちは、東かがわ市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づく「パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓」（以下「宣誓」という。）を行うに当たり、以下の内容を確認した上で宣誓を行います。

要綱の規定	確認事項（該当するものに「✓」をしてください。）		
パートナーシップ	第3条第1号	(年齢要件) 宣誓する当日において、双方が成年に達していること。	<input type="checkbox"/>
	第3条第2号	(住所要件) 次の①～③のいずれかに該当すること。	
		① 双方が本市に住所を有している。	<input type="checkbox"/>
		② 一方が本市に住所を有し、かつ、他の一方が3か月以内に本市への転入を予定している。	<input type="checkbox"/>
		③ 双方が本市への転入を予定している。	<input type="checkbox"/>
	第3条第3号	(独身要件) 双方に配偶者がいないこと、及び当事以外の者とパートナーシップの関係にないこと。	<input type="checkbox"/>
第3条第4号	(近親者にないこと) 双方の関係が近親者でないこと。ただし、パートナーシップにある者が養子縁組をしている場合を除く。	<input type="checkbox"/>	
ファミリーシップ	第2条第4号ア	(関係性) パートナーシップにある者以外とファミリーシップ（他都市のファミリーシップ制度含む。）の関係にないこと。	<input type="checkbox"/>
	第2条第4号イ～エ	(同意) ファミリーシップの対象者がファミリーシップに同意している。 15歳未満の者である場合は、宣誓書において、親権者の自署による同意を得ている。 (生計同一要件) 未成年である場合は、パートナーシップにある者の一方又は双方と生計が同一である。	<input type="checkbox"/>
第10条 第11条	(証明書等の返還) 宣誓者は、パートナーシップの解消、死亡、転出したときは証明書等を返還しなければならないこと。 (無効) 虚偽その他不正な方法により証明書等の交付を受けたことが判明したとき、又は交付を受けた証明書を不正に使用したことが判明したときは、証明書等を無効とすること。	<input type="checkbox"/>	
その他	利用できる行政サービスの担当課その他市長が必要と認める者から、宣誓の有無などについて問合せがあった場合は、情報提供をさせていただく場合があります。必要な限りにおいて住所を確認します。 証明書等を返還した場合は、サービスの利用先に連絡し、返還に伴う手続きを行ってください。	<input type="checkbox"/>	

【市記入欄：本人確認書類】

氏名（ ）	個人番号カード・運転免許証・旅券・その他（ ）
氏名（ ）	個人番号カード・運転免許証・旅券・その他（ ）

【市記入欄：代筆者確認書類】

氏名（ ）	個人番号カード・運転免許証・旅券・その他（ ）
-------	-------------------------

第3条第2号の住所要件は、次のとおり該当します。

【転入者】

氏 名
.....

予 定 日年 月 日.....
.....

氏 名
.....

予 定 日年 月 日.....
.....



パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書

東かがわ市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第6条第1項の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしたことを証明します。

【パートナーシップ宣誓者】

.....様様

【ファミリーシップ対象者】

.....様様

.....様様

年 月 日

東かがわ市長



(裏)

この証明書の提示を受け取られた方へ

東かがわ市は、誰もが互いに人権を尊重し、『性の多様性を認め合う誰もが住みやすいまち、東かがわ市』をめざしています。

この証明書により法律上の効果が生じるものではありませんが、お二人が互いを人生のパートナーとして日常生活において協力し合うこと、また、一方又は双方の子をファミリーとして、その子を養育することを約した関係であると宣誓されたことを東かがわ市として証するもので、いきいきと輝き、活躍されることを応援するものです。

証明書の提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますよう、お願いいたします。

【パートナーシップ宣誓者】

.....年 月 日生年 月 日生

戸籍上の氏名（通称名を使用する場合）

.....様様

【ファミリーシップ対象者】

.....年 月 日生年 月 日生

.....年 月 日生年 月 日生



.....

特記事項

備考 特記事項欄には、再交付をした場合の交付年月日等を記載する。

様式第3号 (第6条関係)

(表)

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード	
東かがわ市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の 取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣 誓をしたことを証明します。	
.....様様
【ファミリーシップ対象者】	
.....様様
.....様様
第 号	年 月 日
	東かがわ市長 

(裏)

東かがわ市は、誰もが互いに人権を尊重し、『性の多様性を認め 合う誰もが住みやすいまち、東かがわ市』をめざしています。 この証明書により法律上の効果が生じるものではありません が、お二人が互いを人生のパートナーとして日常生活において協 力し合うこと、また、一方又は双方の子をファミリーとして、そ の子を養育することを約した関係であると宣誓されたことを東か がわ市として証するもので、いきいきと輝き、活躍されることを 応援するものです。 カードの提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くださ いますよう、お願いいたします。	
戸籍上の氏名 (通称名を使用する場合)	
.....様様
生年月日 年 月 日	生年月日 年 月 日
特記事項	

備考 特記事項欄には、再交付をした場合の交付年月日等を記載する。

様式第4号 (第7条関係)

パートナーシップ・ファミリーシップ登録簿

登録番号			
パートナーシップ宣誓者			
フリガナ 氏名		フリガナ 通称	
住所			
生年月日	年 月 日	連絡先	
フリガナ 氏名		フリガナ 通称	
住所			
生年月日	年 月 日	連絡先	
ファミリーシップ対象者			
フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日
住所			
フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日
住所			
フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日
住所			
フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日
住所			
宣誓等	宣誓日	年 月 日	
	証明書等交付日	年 月 日	
	転入予定者 転入予定日 転入前住所	年 月 日	
	転入予定者 転入予定日 転入前住所	年 月 日	

再交付	再交付日 再交付者	年 月 日 <input type="checkbox"/> 証明書 <input type="checkbox"/> 証明カード
	再交付日 再交付者	年 月 日 <input type="checkbox"/> 証明書 <input type="checkbox"/> 証明カード
返還等	<input type="checkbox"/> 解 消 <input type="checkbox"/> 転 出 <input type="checkbox"/> 死 亡 <input type="checkbox"/> ()	年 月 日
	証 明 書	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 (理由:)
	証 明 カ ー ド	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 (理由:)
備 考		

様式第5号（第8条関係）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書再交付申請書

年 月 日

東かがわ市長 様

年 月 日付で交付を受けたパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書及び証明カード（以下「証明書等」という。）について、東かがわ市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第8条の規定により、次のとおり再交付を申請します。

再交付理由（該当する番号に○をつけてください。）

- 1 紛失
- 2 毀損
- 3 汚損
- 4 その他（ ）

再交付を希望する証明書等の種類（該当するものに✓を付けてください）

- 宣誓証明書 宣誓カード

再交付希望者

【パートナーシップ宣誓者】

フリガナ
氏 名
(戸籍上の氏名)

【ファミリーシップ対象者】

フリガナ
氏 名
フリガナ
氏 名

【代筆者】

住 所
氏 名

【市記入欄：本人確認書類】

氏名（ ）	個人番号カード・運転免許証・旅券・その他（ ）
氏名（ ）	個人番号カード・運転免許証・旅券・その他（ ）

【市記入欄：代筆者確認書類】

氏名（ ）	個人番号カード・運転免許証・旅券・その他（ ）
-------	-------------------------

様式第6号（第9条関係）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容変更届

年 月 日

東かがわ市長 様

次のとおり変更があったので、東かがわ市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する要綱第8条第1項の規定により届けます。

交付番号	第 号	宣誓年月日	年 月 日
交付理由			
変更内容		変更前	変更後
パートナーシップ宣誓者 ファミリーシップ対象者	氏名 (戸籍上の氏名)	()	()
	住 所		
	電話番号		

【ファミリーシップ対象者の追加・解消】

変更理由			
対象者名	(親権者氏名：)		
生年月日		戸籍上の関係	
住 所	(親権者住所：)		
電話番号			

【パートナーシップ宣誓者】

フリガナ

氏 名

(戸籍上の氏名)

備考

- 1 通称名の使用を希望し、又は使用している場合、氏名の欄に通称名を、()に戸籍上の氏名を記入してください。
- 2 ファミリーシップ対象者の追加・解消をする場合、パートナーシップ宣誓者及びファミリーシップ対象者の欄は、自署してください。
- 3 15歳未満の者を追加する場合は、親権者の自署による同意が必要です。

【添付書類】

- ・現在交付している証明書等（全通）（住所及び電話番号の変更をする場合を除く。）

様式第7号 (第10条関係)

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書返還届

年 月 日

東かがわ市長 様

年 月 日付けで交付を受けた証明書等について、東かがわ市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第9条の規定により、返還します。

返還理由 (該当する番号に○をつけてください)

- 1 当事者の意思によるパートナーシップの解消
- 2 死亡
- 3 東かがわ市からの転出
- 4 要綱第11条の規定により交付を受けた証明書及び証明カードの返還を求められたため

【パートナーシップ宣誓者】

フリガナ
氏 名
(戸籍上の氏名)
生年月日 年 月 日 年 月 日
住 所

【代筆者】

住 所
氏 名

【添付書類】

- ・現在交付している証明書等 (ファミリーシップ対象者含む。全通)

【市記入欄：本人確認書類】

氏名 ()	個人番号カード・運転免許証・旅券・その他 ()
氏名 ()	個人番号カード・運転免許証・旅券・その他 ()

【市記入欄：代筆者確認書類】

氏名 ()	個人番号カード・運転免許証・旅券・その他 ()
--------	--------------------------

様式第8号（第12条関係）

年 月 日

東かがわ市長 様

申立人 氏 名
住 所
電話番号
生年月日 年 月 日（ 歳）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書

東かがわ市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱第12条第1項の規定により、証明書等から私の氏名を削除するよう申し立てます。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の宣誓者に関する確認事項

宣誓者の氏名	()	()
宣誓者の住所		
宣誓者の連絡先		

※パートナーシップ宣誓者双方の氏名、住所及び連絡先を記入してください。

備考

通称名を使用した証明書の交付を受けていた場合、氏名の欄に通称名を、()に戸籍上の氏名を記入してください。

【添付書類】

- ・申立人に交付されたパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書

様式第9号（第13条関係）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書

年 月 日

東かがわ市長 様

東かがわ市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第13条の規定により、次のとおり申告します。

【宣誓者】

フリガナ
氏 名

.....

フリガナ
通称名

.....

生年月日

.....年 月 日

.....年 月 日

旧住所

.....

.....

新住所

.....

転入済

転入予定（ 月 日）

転入済

転入予定（ 月 日）

【代筆者】

氏 名

.....

住 所

.....

(裏)

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する確認書

私たちは、要綱に基づく宣誓を行うに当たり、以下の内容を確認した上で継続申告を行います。

要綱の規定	確認事項 (該当するものに「✓」をしてください。)		
パートナーシップ	第3条 第1号	(年齢要件) 宣誓する当日において、双方が成年に達していること。 <input type="checkbox"/>	
	第3条 第2号	(住所要件) 次の①～③のいずれかに該当すること。	
		① 双方が本市に住所を有している。	<input type="checkbox"/>
		② 一方が本市に住所を有し、かつ、他の一方が3か月以内に本市への転入を予定している。	<input type="checkbox"/>
	③ 双方が本市への転入を予定している。	<input type="checkbox"/>	
第3条 第3号	(独身要件) 双方に配偶者がいないこと、及び当事以外の者とパートナーシップの関係にないこと。 <input type="checkbox"/>		
第3条 第4号	(近親者にないこと) 双方の関係が近親者でないこと。ただし、パートナーシップにある者が養子縁組をしている場合を除く。 <input type="checkbox"/>		
ファミリーシップ	第2条 第4号 ア	(関係性) パートナーシップにある者以外とファミリーシップ (他都市のファミリーシップ制度含む。) の関係にないこと。 <input type="checkbox"/>	
	第2条 第4号 イ～エ	(同意) ファミリーシップの対象者がファミリーシップに同意している。 15歳未満の者である場合は、宣誓書において、親権者の自署による同意を得ている。 (生計同一要件) 未成年である場合は、パートナーシップにある者の一方又は双方と生計が同一である。 <input type="checkbox"/>	
第10条 第11条	(証明書等の返還) 宣誓者は、パートナーシップの解消、死亡、転出したときは証明書等を返還しなければならないこと。 (無効) 虚偽その他不正な方法により証明書等の交付を受けたことが判明したとき、又は交付を受けた証明書を不正に使用したことが判明したときは、証明書等を無効とすること。 <input type="checkbox"/>		
その他	利用できる行政サービスの担当課その他市長が必要と認める者から、宣誓の有無などについて問合せがあった場合は、情報提供をさせていただく場合があります。必要な限りにおいて住所を確認します。 証明書等を返還した場合は、サービスの利用先に連絡し、返還に伴う手続きを行ってください。 <input type="checkbox"/>		

【市記入欄：本人確認書類】

氏名 ()	個人番号カード・運転免許証・旅券・その他 ()
氏名 ()	個人番号カード・運転免許証・旅券・その他 ()

【市記入欄：代筆者確認書類】

氏名 ()	個人番号カード・運転免許証・旅券・その他 ()
--------	--------------------------